

生食基発0322第1号

平成28年3月22日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿
評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課長
(公 印 省 略)

平成28年度食品健康影響評価依頼について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」(平成17年11月28日付け厚生労働省食安第1128001号)に基づき、平成28年度の食品健康影響評価の依頼計画を、別紙のとおり提出します。



平成 28 年度食品健康影響評価依頼計画

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課

1. 食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に 758 物質について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて資料が収集できたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。

平成 28 年 3 月 22 日時点では、暫定基準を設定した 758 物質のうち、これまでに 600 物質について評価を依頼し、そのうち 384 物質については評価が終了している（別添 1 参照）。

2. 暫定基準見直しの基本的な考え方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 158 物質のうち、現時点において国内での登録、承認等があるものが 45 物質であり、一方、国内での登録、承認等がないものが 113 物質となっている（別添 2 参照）。

前者の国内での登録、承認等がある物質については、引き続き関係府省等と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。

後者の国内での登録、承認等がない物質については、毒性や残留試験データだけではなく、使用実態についても情報収集に苦慮する物質が多い。評価に必要な資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置等の実施を検討している。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質については、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

3. 平成 28 年度の食品健康影響評価依頼計画について

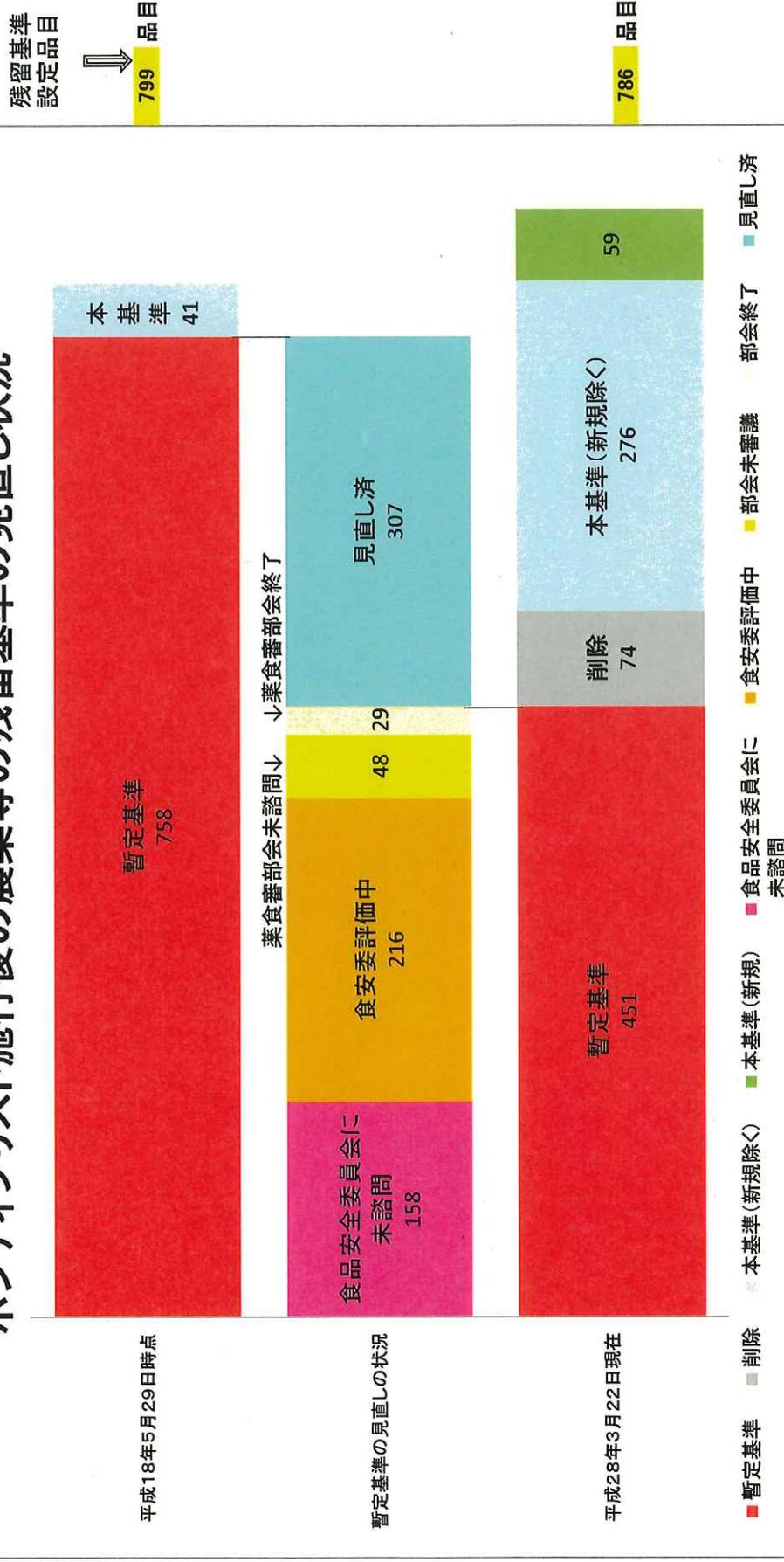
食品健康影響評価の依頼を行っていない 158 物質のうち、資料の入手が可能である 77 物質（別添 2 の分類 1-1～1-4 及び分類 2-1 が該当）について、資料が収集できたものから評価依頼を行う予定である。その他の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、状況に応じて評価依頼を行う予定である。

4. その他

平成 27 年 3 月に、既に食品健康影響評価の結果に基づき基準が設定された農薬について、急性参照用量を考慮した残留農薬の基準見直しの進め方の方針を薬事・食品衛生審議会に報告したところであり、引き続き、リスク管理の観点から効果的な基準設定ができるよう、関係府省間で対応について協議させていただきたい。

別添1

ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況



※1『本基準数(新規除く)』は、ポジティブリスト導入後の新規剤の本基準を除く。また、暫定基準見直しの際、『本基準数(新規除く)』は3品目分増加している。『アルジカルブ』及び『アルドキシカルブ』に統合したため1剤として数えている。

※2『部会終了』には、一度部会で審議して、部会で再審議を予定している剤を含む。

※3『見直し済』は、暫定基準見直しの告示をしたもの及び『プロファム』をいう。また、『ニトロフラゾン』、『フラゾリドン』及び『ラルタドン』の4剤ではなく、『ニトロフラゾン類』の1剤として数えている。

暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

◇ 国内登録・承認・指定があるもの：45物質

分類	物質数	内容
1-1	4	食品安全委員会と協議中
1-2	1	農林水産省と協議中
1-3	22	厚生労働省で確認中
1-4	18	H28年度以降に追加データが提供される予定

◇ 国内登録・承認・指定がないもの：113物質

分類	物質数	内容
2-1	32	厚生労働省で確認中
2-2	81	データ提供の見込みなし

表1: 国内登録・承認・指定がある品目

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取用法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPPR	基準参照国			
											・米 国	豪 州	EU	カナ ダ
1-1	1	アンプロロウム	AMPROLIUM	動物薬/飼料添加物・合成抗 菌剤・寄生虫駆除剤			○				○	○	○	○
1-1	2	カンタキサントン	CANTHAXANTHIN	飼料添加物・色素剤			○		○					
1-1	3	デコキネート	DECOQUINATE	動物薬/飼料添加物・合成抗 菌剤・寄生虫駆除剤			○				○	○	○	
1-1	4	[モノヒス(塩化トリメチルアンモニウ ムメチレン)]-アルキルトルエン	MONOBIS(TRIMETHYLAMMONIU M METHYLENE CHLORIDE)- ALKYL TOLUENE	動物薬・消毒剤	○									
1-2	5	トリプロムサラン	TRIBROMSALAN	動物薬・寄生虫駆除剤	○									
1-3	6	エトバベート	ETHOPABATE	動物薬/飼料添加物・合成抗 菌剤・寄生虫駆除剤			○				○	○	○	
1-3	7	エンラマイシン	ENRAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物 質			○							
1-3	8	オルトジクロロベンゼン	ODB	動物薬・消毒剤			○					○	○	
1-3	9	オルメトプリム	ORMETOPRIM	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤			○				○	○	○	○
1-3	10	カルベンダジム(MBO)、チオファネー ト、チオファネートメチル及びベンジル (総称として。)	CARBENDAZIM, BENOMYL, THIOPHANATE, THIOPHANATE- METHYL	農薬・殺菌剤	○			○			○	○	○	○
1-3	11	クロルヘキシジン	CHLORHEXIDINE	動物薬・消毒剤			○					○	○	
1-3	12	ジアベリジン	DIABERIDINE	動物薬・合成抗菌剤			○							
1-3	13	ジブチルサクシネート	DIBUTYLSUCCINATE	動物薬・昆虫媒介薬			○							
1-3	14	ジニトリミド	DINITOLIMIDE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤			○					○	○	○
1-3	15	スルファキニキサリン	SULFAQUINOXALINE	動物薬/飼料添加物・合成抗 菌剤			○						○	○
1-3	16	スルファクロルピリダジン	SULFACHLORPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤			○					○	○	○
1-3	17	スルファドキシム	SULFADOXINE	動物薬・合成抗菌剤			○							○
1-3	18	バージニアマイシン	VIRGINIAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物 質			○					○	○	
1-3	19	トリクロロホン	TRICHLORFON	農薬/動物薬・殺虫剤			○				○	○	○	○
1-3	20	ナフシリン	NAFOLLIN	動物薬・抗生物質			○							○

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取締法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMFR	基準参照国			
											米 国	豪 州	EU	カナ ダ
1-3	21	ピペロニルブトキシド	PIPERONYL BUTOXIDE	農薬/動物薬・求力剤		○		○		○	○	○	○	○
1-3	22	マホプラジン	MAFOPRAZINE	動物薬・鎮静剤		○								
1-3	23	メシリナム	MECILINUM	動物薬・抗生物質		○								
1-3	24	メンブトン	MENBUTONE	動物薬・止痛剤		○								
1-3	25	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤		○					○			
1-3	26	塩化ジチルジメチルアルモニウム 塩化物	DIDECYLDIMETHYLAMMONIUM CHLORIDE	動物薬・殺菌消毒剤		○								
1-3	27	酢酸イソオキシロキサリン	ACETYLSOVALERYLTALOSIN	動物薬・抗生物質		○								
1-4	28	イソシアヌル酸	ISOCYANURATE	動物薬・殺菌消毒剤		○								
1-4	29	オイゲノール	EUGENOL	動物薬・痔瘻薬		○			○			○		
1-4	30	オキシクロザニド	OXYCLOZANIDE	動物薬・寄生虫駆除剤		○						○		
1-4	31	カルタップ、チオンクラム及びベンシル チオシクロラム	CARTAP、BENSULTAP、 THIOCYCLAM	農薬・殺虫剤	○					○				
1-4	32	グリカルピラミド	GLYCALPYRAMIDE	動物薬・寄生虫駆除剤		○								
1-4	33	シアノホス	CYANOPHOS	農薬・殺虫剤	○									
1-4	34	シアン化水素	HYDROGEN CYANIDE	農薬・殺虫剤・殺鼠剤	○					○		○		○
1-4	35	ジアフェンチウロン	DIAFENTHURON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	○						○			
1-4	36	ジチオカルバマート	DITHIOCARBAMATES	農薬・殺菌剤・害虫駆除剤・重炭酸 殺菌剤	○			○		○		○		○
1-4	37	スルフアモイルダブソン	SULFAMOILDAPSONE	動物薬・合成抗菌剤		○								
1-4	38	チオジカルブ及びメソニル(総称とし て。)	METHOMYL、THIODICARB	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	○			○		○		○		○
1-4	39	チオプロニン	TIOPRONIN	動物薬・強肝剤		○								
1-4	40	ピリメタミン	PYRIMETHAMINE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤		○								
1-4	41	ピレトリン	PYRETHRINS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	○			○		○		○		○
1-4	42	プロポキシル	PROPOXUR	農薬/動物薬・殺虫剤		○				○		○		○

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取替法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	豪州	EU	カナダ	NZ
1-4	43	ポリオキシン	POLYOXINS	農薬-殺菌剤	○										
1-4	44	リン化水素	HYDROGEN PHOSPHIDE	農薬-殺虫剤・殺菌剤	○			○							○
1-4	45	臭素(臭化メチル)	BROMIDE (METHYL BROMIDE)	農薬-殺虫剤	○					○			○		

備考

- ・「農薬取締法」の欄には、平成28年3月時点における、農薬取締法において食用農産物への適用登録のある農薬等については「○」印を付けた。
- ・「医薬品医療機器法」の欄には、平成28年3月時点における、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する、動物用医薬品であって、承認の使用対象が食用動物のものには「○」印を付けた。
- ・「飼安法」の欄には、平成28年3月時点における、飼料の安全性確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項に定める、飼料添加物には「○」印を付けた。
- ・「Codex」の欄には、平成28年3月時点における、Codex基準がある農薬等に「○」印を付けた。
- ・「JMPR」、「JECFA」の欄には、平成28年3月時点における、「FAO/WHO合同残留農薬専門家会議」及び「FAO/WHO合同食品添加物専門家会議」において、評価された農薬等に「○」印を付けた。
- ・「基準参照国」の欄には、残留基準の設定根拠データを提供可能であると申し出のあった5カ国地域の基準値を参照した農薬等に「○」印を付けた。

分類	運番	品目名	薬名	主な用途	農薬 取崩法	医薬品 医療器具法	飼育法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国			
											米国	欧州	EU	カナダ
2-1	23	ノルジェエストメット	NORGESTOMET	動物薬・ホルモン剤								○		
2-1	24	ヒアラホス	BLANAFOS(BIALAPHOS)	農薬・除草剤										
2-1	25	ヒドロコルチゾン	HYDROCORTISONE	動物薬・ステロイド系消炎剤								○		
2-1	26	ピンドン	PINDONE	農薬・殺菌剤										○
2-1	27	フェノプロップ	FENOPROP	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)										
2-1	28	プロバキザホップ	PROPAQUIZAFOP	農薬・除草剤								○		
2-1	29	ペンタクロロフェノール	PENTACHLOROPHENOL	農薬(ミネラルウォーターにのみ基準あり)										
2-1	30	ホメサフェン	FOMESAFEN	農薬・除草剤									○	
2-1	31	ワルファリン	WARFARIN	農薬/動物薬・殺菌剤・血液凝固抑制剤										○
2-1	32	二酸化エチレン	ETHYLENE DIBROMIDE (EDB)	農薬・殺虫駆除剤・殺虫剤										
2-2	33	2-(1-ナフチル)アセタミド	2-(1-NAPHTHYL)ACETAMIDE	農薬・成長調整剤									○	
2-2	34	2,2-DPA (DPA)	2,2-DPA	農薬・除草剤								○		
2-2	35	2,6-ジイソプロピルナフタレン	2,6-DISOPROPYLNAPHTHALENE	農薬・成長調整剤							○			
2-2	36	アザメチホス	AZAMETHIPHOS	農薬/動物薬・殺虫剤								○		
2-2	37	アスポキシシリン	ASPOXICILLIN	動物薬・抗生物質										
2-2	38	イソフェンホス	ISOFENPHOS	農薬・殺虫剤						○				
2-2	39	エンドタール	ENDOTHAL	農薬・除草剤・殺菌剤・成長調整剤							○	○	○	○
2-2	40	オキササジキシル	OXADIXYL	農薬・殺菌剤								○		
2-2	41	オキササンリン	OXACILLIN	動物薬・抗生物質								○	○	
2-2	42	オキササベトリニル	OXABETRINIL	農薬・葉巻殺菌剤								○		
2-2	43	オリザリン	ORYZALIN	農薬・除草剤								○		
2-2	44	オキシカルボキシ	OXYCARBOXIN	農薬・殺菌剤								○	○	
2-2	45	オメトエート	OMETHOATE	農薬・殺虫剤・タニシ駆除剤						○				

分類	連番	品目名	英名	主な用途	農業 取銷法	医薬品 医療機器法	飼安法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国				
											米国	英州	EU	カナダ	NZ
2-2	46	カルベタミド	CARBETAMIDE	農薬・除草剤											
2-2	47	キタサマイシン	KITASAMYCIN	動物薬・抗生物質											
2-2	48	キナルホス	QUINALPHOS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤											
2-2	49	キントゼン (PONS)	QUINTOZENE	農薬・殺菌剤				○		○					
2-2	50	クロジナホップ酸	CLODINAFOF ACID	農薬・除草剤										○	
2-2	51	クロステボル	CROSTEBOL	動物薬・ホルモン剤											
2-2	52	クロピドール	CLOPIDOL	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤								○			○
2-2	53	クロネブ	CHLORONEB	農薬・殺菌剤								○			
2-2	54	ジクロフルアニド	DICHLORFLUANID	農薬・殺菌剤				○		○					
2-2	55	スルファアエトキシピリダジン	SULFAETHOXYPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	56	スルファアグアニジン	SULFAGUANIDINE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	57	スルファアセタミド	SULFACETAMIDE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	58	スルファトロキサゾール	SULFATROXAZOLE	動物薬・合成抗菌剤										○	
2-2	59	スルファアニトラン	SULFANITRAN	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	60	スルファアニルアミド	SULFANILAMIDE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	61	スルファピリジン	SULFAPYRIDINE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	62	スルファプロモメタジンナトリウム	SULFABROMOMETHAZINE SODIUM	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	63	スルファアベンズアミド	SULFABENZAMIDE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	64	スルファアエトキシピリダジン	SULFAMETHOXYPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	65	スルファメラジン	SULFAMERAZINE	動物薬・合成抗菌剤											○
2-2	66	セファセトリン	CEFACETRILE	動物薬・抗生物質											○
2-2	67	デメトン-S-メチル	DEMETON-S-METHYL	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤											○
2-2	68	ビテルタノール	BITERTANOL	農薬・殺菌剤				○		○					

